平成２１年（フ）第４０号
栃木県真岡市熊倉３丁目16番地２　シンフォニックガーデン熊倉303号
債務者　向原美智子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第４１号
栃木県真岡市中2393番地２　横松アパートＢ棟203号
債務者　山口　　満
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第６０号
千葉県東金市東金958－２、住民票上の住所千葉県勝浦市串浜798番地
債務者　君塚　浩道
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
千葉県茂原市下太田984番地５
債務者　笹野　正巳
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
千葉県茂原市下太田984番地５
債務者　笹野　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
川崎市中原区上新城２丁目６番１―403号ライオンズマンション武蔵新城駅前
債務者　中山　光代
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
金沢市窪１丁目58番地１、住民票上の住所金沢市山王町１丁目98番地
債務者　中村　武彦
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３４９号
金沢市彦三町２丁目１番36号
債務者　竹田　孝義
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３７６号
金沢市西念３丁目24番５号
債務者　片岡　治代
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
金沢市城南２丁目10番18号、従前の住所金沢市末町14の60番地８
債務者　今村恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３９５号
石川県白山市美川浜町ル247番地
債務者　伊藤喜代美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１９５７号
名古屋市天白区植田１丁目1303番地　井上コーポ207号
債務者　照屋　和男
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０５１号
名古屋市南区呼続２丁目20番７号　あゆち荘Ｂ号
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０６７号
名古屋市東区徳川町1301番地　徳川町スカイマンション管理室
債務者　山内　省路
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１６６号
愛知県春日井市大和通２丁目13番地　ドエル勝川403号
債務者　深澤　賢司
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２４号
名古屋市千種区南明町３丁目56番地
債務者　杉村　光博
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７号
滋賀県守山市水保町1225番地　開の里Ⅲ棟３号、前住所滋賀県守山市播磨田町128番地１スペースアビテ201号
債務者　蔭山こと　**蔭**山　健二
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８５号
滋賀県甲賀市水口町山710番地98
債務者　西田　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大津地方裁判所民事部